

<b>①件名</b>									
西浜町津波避難タワーの設置等について									
<b>②施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>									
<p><b>【背景】</b> 津波発生時等において、高台等への避難が遅れた方々が、より迅速に避難でき、地域住民の安全と安心を図るため、津波避難タワーの整備を進めており、昨年3月に大宮町、11月に魚町一丁目及び魚町三丁目にタワーが完成し、本年3月には西浜町に4基目のタワーが完成する予定である。</p> <p><b>【目的】</b> 津波避難タワーの整備により、津波発生時等において、高台等への避難が遅れた方々が、より迅速に避難でき、地域住民の安全と安心が図られる。 また、同施設の使用に伴い、その名称と位置等を定めるため、石巻市津波避難タワー設置条例の一部を改正する。</p>									
<b>③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>									
<p><b>【根拠法令】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）</li> <li>2 石巻市津波避難タワー設置条例（平成27年石巻市条例第6号）</li> </ol> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 震災復興基本計画 「施策大綱1 みんなで築く災害に強いまちづくり」－「1 新たな防災体制の構築」－「(1) 防災施設の整備」－「避難ビル等の設置・機能整備」</li> <li>2 石巻市地域防災計画 「共通編」－「第6節：避難対策」 「災害応急対策編（津波）」－「第8節：避難収容」</li> <li>3 石巻市津波避難計画</li> </ol>									
<b>④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>									
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成25年6月 石巻市津波避難タワー整備指針策定</li> <li>2 平成27年3月 石巻市津波避難タワー設置条例制定</li> <li>3 平成27年3月 大宮町津波避難タワー完成・運用開始</li> <li>4 平成27年6月 西浜町津波避難タワー着工</li> <li>5 平成27年12月 魚町一丁目・魚町三丁目津波避難タワー運用開始</li> </ol>									
<b>⑤主要内容</b>									
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 西浜町津波避難タワーについて             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設の概要                 <table border="1"> <tr> <td>① 名称</td> <td>石巻市西浜町津波避難タワー</td> </tr> <tr> <td>② 位置</td> <td>石巻市西浜町1番地2</td> </tr> <tr> <td>③ 構造・階数等</td> <td>鉄骨造・平屋建て（階段2か所設置）</td> </tr> <tr> <td>④ 高さ</td> <td>最高15.483m（軒高12.633m）</td> </tr> </table> </li> </ol> </li> </ol>		① 名称	石巻市西浜町津波避難タワー	② 位置	石巻市西浜町1番地2	③ 構造・階数等	鉄骨造・平屋建て（階段2か所設置）	④ 高さ	最高15.483m（軒高12.633m）
① 名称	石巻市西浜町津波避難タワー								
② 位置	石巻市西浜町1番地2								
③ 構造・階数等	鉄骨造・平屋建て（階段2か所設置）								
④ 高さ	最高15.483m（軒高12.633m）								

⑤ 敷地面積	997.03 m <sup>2</sup> (株ヤマニシから30年間の無償貸与)
⑥ 建築面積	195.33 m <sup>2</sup>
⑦ 床面積	127.56 m <sup>2</sup>
⑧ 主な設備等	収納型ベンチ、簡易トイレ2か所、移動パーテーション、太陽光パネル、蓄電装置、非常用簡易無線機、入口自動解除キーボックス(震度5以上で作動)等
⑨ 収容可能人数	214人(居室部104人+屋上部110人)
⑩ その他	飲料水、食糧、防寒用ポンチョ、簡易トイレ等の災害時備蓄品を配備する。

(2) 完成予定年月日

平成28年3月10日

#### ⑥実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

津波発生時等において、高台等への避難を遅れた方々が、より迅速に避難でき、地域住民の安全と安心を図ることができる。

また、石巻市津波避難タワー設置条例等に基づき、津波避難タワーを安全かつ適正に管理し、活用を図ることができる。

#### ⑦他の自治体の政策との比較検討

##### 1 津波避難タワーを設置している主な市町

宮城県：仙台市(H27.3)、石巻市(H27.3)

青森県：八戸市(H27.9)

千葉県：九十九里町(H25.3)

和歌山県：印南町(H22.3)

高知県：四万十市(H24.4)、東洋町(H22.3)、南国市(H24.3)、奈半利町(H24.3)

安田町(H24.12)、安芸市(H26.3)、芸西村(H26.3)、室戸市(H26.12)

宮崎県：田野町(H25.1)

※1 ( )内の英数字は、設置年月である。

※2 上記のうち、本市と同様の居室型のタワーは、仙台市と八戸市で設置している。

#### ⑧今後の予定及び施行予定年月日

- |              |   |
|--------------|---|
| 1 平成28年2月    | 石巻市議会第1回定例会「石巻市津波避難タワー設置条例」の一部改正提案(西浜町津波避難タワーを規定。平成28年3月24日施行。) |
| 2 平成28年3月10日 | 西浜町津波避難タワー完成予定  |
| 3 平成28年3月24日 | 西浜町津波避難タワー運用開始予定  |

#### ⑨その他